

## 行為許可の条件

- 1 申請をした内容（時間、場所等）を必ず守ること。（準備、撤収も時間に含む）
- 2 許可区域外での行為は禁止する。（許可を受けていない場所の利用、立入をしない）
- 3 申請者は、事件、事故、トラブル、苦情、その他公序良俗に反する行為を生じさせないように注意し、これを生じさせた場合は、申請者で責任を持って対処する。施設管理者の責めに帰することができない事由により、施設管理者又は第三者に損害が生じた場合は、申請者はその損害を賠償する責任を負う。
- 4 必要な鍵は、上尾運動公園管理事務所で借用し、鍵は許可を受けた者が使用すること。紛失した場合は鍵交換に要する損害を賠償すること。
- 5 利用者は必ず原状回復をし、ゴミは全て持ち帰ること。設備、備品等を毀損、汚損した場合はこれを修理し、もしくはその損害を賠償すること。
- 6 公園施設等を損傷又は汚損したときは、申請者において速やかにこれを修理又はその損害を賠償すること。
- 7 利用に伴う駐車場の混雑が生じた場合は、申請者が責任を持って、人員を配置する等、混雑緩和に講ずること。
- 8 音、振動、臭気の発生等により周囲、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- 9 電気、ガス、水道等を使用する場合は、施設管理者と事前に協議すること。内容に応じて、実費相当額を負担すること。（無断で使用することは禁止）
- 10 官公署等へ届出を必要とする場合は、申請者において届出をすること。
- 11 都市公園法、埼玉県都市公園条例、その他の法令及び許可条件を遵守すること。
- 12 許可証交付前に行為の実施をしないこと。
- 13 利用料は、使用前に必ず現金で納めること。
- 14 テント設営等に当たっては、杭打ちは行なわないこと。
- 15 許可を受けた者は、この許可に関する権利又は義務を第三者に移転してはならない。
- 16 旗等は、許可した敷地内のみ設置する。
- 17 火気の使用、営業行為、広告など、申請以外の行為は行わないこと。
- 18 事故等が発生した場合、速やかに公園管理事務所に報告すること。
- 19 来園者に支障を及ぼさないように努めること。特に路上駐車のないようにする。
- 20 自動車等の運行に際しては交通事故を起こさないように十分注意し、安全管理に努めること。
- 21 その他公園管理事務所職員の指示に従うこと。
- 22 利用に際しては、上尾運動公園管理事務所長の指示に従うこと。
- 23 ドローンの使用は禁止とする。（撮影、遊泳飛行）
- 24 上記について施設管理者が不適切と判断した場合には、申請者に対し直ちに改善を求める。それでも事態の改善がなされないときは、施設管理者は使用停止を含めた必要な措置を講じることがある。

この他、埼玉県都市公園条例に定める禁止行為等は下記のとおりです。

埼玉県都市公園条例抜粋

(行為の禁止)

第八条 都市公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 四 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 立入禁止区域に立ち入ること。
- 六 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 七 ごみその他汚物を捨てること。
- 八 その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。

(行為の許可)

第九条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない

い。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、興行その他の営業行為をすること。
- 二 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 三 業として写真又は映画等を撮影すること。
- 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

教 示

1 異議申し立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、埼玉県知事に対して異議申し立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申し立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に、埼玉県を被告として提訴しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消し訴えを提起することができなくなります。

この許可の条件について、内容を確認し、遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

申請者： \_\_\_\_\_ 責任者： \_\_\_\_\_

※控え（コピー）をとった上で、原本を提出すること。